

浜松市南部（馬込川下流域）総合的治水対策推進協議会の運営について（案）

- 当協議会は、平成27年9月の台風18号に伴う高塚川流域の豪雨被害を受けて組織され、関係機関の連携により浸水被害軽減のための検討を行い、平成29年3月に「高塚川流域浸水対策アクションプラン」を策定・公表した。
- プランに位置づけた対策メニューについては、高塚川の河道掘削や田尻排水機場の更新をはじめ、プラン策定前から取組を進めているものが多く、着実に進捗が図られている。
- その他の対策についても今後、対策が本格的に動き出すことから、策定したプランに基づき、県と市が一層連携し、ハード・ソフト対策を確実に実施していく必要がある。
- このため、浜松市南部（馬込川下流域）総合的治水対策推進協議会の設置要領を以下のとおり改正し、運営の強化を図る。

1. 協議会設置要領の改正について

本プランにおける各対策メニューの進捗管理や対策効果の確認・評価を一層強化し、本協議会を効率的に運営するため、協議会の組織構成を改正する。

〔改正内容〕

- ① 現行「作業部会」を「幹事会」に変更する。
- ② 対策メニューの実施担当部局により構成する「作業部会」を新たに設置し、協議会を3層構造にする。

〔役割分担の明確化〕

組織構成の改正にあたり、協議会・幹事会・作業部会の役割分担を以下のとおり明確化する。

協議会

- 協議会は、高塚川流域の特性を踏まえた浸水被害軽減対策の具体的メニュー等を検討し、プランを策定する。
- 上記プランに基づき、浸水被害軽減対策の推進を図る。
- 浸水被害軽減対策の推進にあたり、幹事会における検討を踏まえ、中間年次(H32)に対策の評価を行うほか、計画策定後の情勢の変化に対応して、必要に応じプランの見直しを行う。

幹事会

- 幹事会は、協議会の下部組織として協議会の運営にあたり、プランに位置づけた各対策メニューの毎年の進捗管理を行う。
- また、一定規模以上の出水の発生時における被害状況の把握や、中間年次における対策効果の検証を行うなど、プランの計画変更の必要性等について検討する。

作業部会

- 作業部会は、幹事会の下部組織として、各対策メニューを担当する関係部局により、連絡・調整や事業の進捗状況把握など協議会の運営にあたる。

2. 今後の協議会の運営方法について（事務局案）

- ・引き続き、協議会において毎年の進捗管理、中間年次における効果検証、必要に応じて計画の見直し等を行いながら、関係部局が連携して取り組む。
- ・このうち、毎年の進捗管理等については、幹事会において確認し、その内容をそれぞれの幹事会員から協議会員へ報告した後、協議会会長の承認を得る。
- ・対策の進捗状況等については、浜松市ホームページへの掲載、地元自治会説明、回覧等により、速やかに一般への周知を図る。
- ・幹事会は、原則非公開とする。

〔協議会設置要領〕

協議会は、会長が必要と認める時、若しくは会員から要請があった場合に開催し、会議の議長は会長がこれにあたる。（第5条）

3. 作業部会

各対策メニューの実施担当部局等により構成する。基本的な構成は以下のとおり。

関係機関	会員	
静岡県	経済産業部	西部農林事務所農村整備課長
	交通基盤部	河川企画課
		河川海岸整備課
		浜松土木事務所 維持管理課
		〃 企画検査課
		〃 工事課
浜松市	危機管理監	危機管理課
	産業部	農地整備課
	都市整備部	土地政策課
		公園管理事務所
		南土木整備事務所
	土木部	道路保全課
		河川課
		南区役所 区振興課
	上下水道部	下水道工事課
	学校教育部	教育施設課
浜松市西南部土地改良区		

4. 毎年の進捗管理等のフロー

